



ぎかいの窓

令和4年11月と12月に行われた綾町議会の様子を覗いてみましょう…



消防始め式(令和5年1月7日)

11月・12月議会の内容

- 補正予算、条例の制定及び改正 ほか P 1 ~ 7
- 承認、請願、決議 P 7 ~ 8
- 議決結果一覧 P 9
- 一般質問 P 10 ~ 17
- 議会活動 P 18
- 綾川荘をめぐる問題による町政の混乱について P 19 ~ 20

議長 年頭あいさつ



明けましておめでとうございます
私たちの生活は今、感染症やロシアによる
ウクライナ侵略などによる物価高騰、
国際情勢の緊張の高まり、社会の急速な
デジタル化など、大きな変化の渦の中にあります。
議会は行政との架け橋、皆様の声を町政に反映できますように
努めて参ります。

綾町議会 議長 松浦 光宏

補正予算、条例の制定及び改正ほか

討論 反 = 反対討論 賛 = 賛成討論

議案第54号 工事請負契約の変更について

「てるはの森の宿」の内装改修工事に伴う契約金額の変更。
変更前:65,593千円 → 変更後:66,235千円
契約先:有限会社 松元建設

- 反 (青木) 経営方針、運営方針が定まらない中、リフォーム費用66,235千円は認められない。
- 反 (橋本) 設計業者の責任の有無について確信が持てない。漏水について確認していたのであれば、設計に盛り込むべきだったのではないかと。業者の事前調査が不十分だったと思う。

議案第55号 綾町原油・原材料高対策特別貸付利子補給基金条例の一部を改正する条例

県が行う「みやざき再生支援特別貸付」の利子補給分を加えた利子補給基金に改正するとともに、条例の名称を「綾町物価高騰等対策特別貸付利子補給基金条例」に改める。

■補正額:112,116千円

- ・子育て世帯等臨時特別支援給付金
- ・物価高騰等対策費及び台風14号災害復旧費
- ・指定管理者の提訴に伴う弁護士費用

- 反** (松本) 事前の議会の要請を無視して、町民のための事業予算に弁護士費用を紛れ込ませて提案した。そもそも、町長が綾川荘の指定管理料を協議もなく一方的に2,500万円から1,500万円に減額したことが原因であり、訴訟になる前に双方が話し合えば解決できる問題だ。また、弁護士費用等の総額は約760万円にのぼる見込み。この様な公費の無駄使いは絶対に認められない。
- 反** (青木) 台風14号の被害に対する予算と性質の違う弁護士費用(着手金164万円、成功報酬295万円、計460万円)を一括提案したことは許されない。また、調査報告書の弁護士費用は別途だ。これほどまでの混乱に町長は何の反省も謝罪もなく責任転嫁した。町長の給料を全額返納してその費用に充てれば良い。
- 反** (日高幸一) 綾町は、綾川荘3施設の委託料として4月から今まで1円の金銭も指定管理者に支払っていない。その事で提訴されたことに対する訴訟費用が含まれている。両者和解に向けて話し合いを実施し解決策を見出してほしい。係争費用に関しては承認できない。
- 反** (橋本) 町長はこれまで、誰にも、またどの事業者にも足を運び協議を重ねていない。話し合いをすれば裁判をしない選択肢はあるはず。今回の予算は台風やコロナ対応も含んでおり大事なものであることから、分けて提案すべきと進言したが聞く耳持たずだった。大事な税金を無用な裁判に充てることは認められない。
- 賛** (児玉信) 台風14号における災害復旧費や子育て臨時特別支援金など緊急性のある案件であり直ちに可決すべき内容だが、訴訟費用も含まれている為、同意しがたい内容。指定管理者の任命責任において何らかの処置が必要。

綾川荘の指定管理者からの提訴に伴う訴訟費用の支出に関する予算案

- 反** (松本) 町民の血税を含む公金を無用かつ無駄な訴訟費用に使うことは、町民への背信行為であり承認できない。行政は、司法の場で争うのではなく対話での解決に向けた努力を尽くすべきだ。議会としては町長からの仲介依頼に基づき事態打開のために努力を重ねてきたが、そのせっきくの努力を町長自身が無駄にした上で公金による訴訟費用の支出はありえない。
- 反** (青木) 指定管理候補会社を十分に調査せず、また選定委員会にプロも入れず、性善説に立って拙速に決定した。間違った結果になっても、町長は自己処分しないどころか責任転嫁した。独断専行、厚顔無恥だ。副町長も同じだ。町政をチェックできなければ議会の存在意義はない。町長は早く辞職してもらいたい。
- 反** (児玉信) 任命責任を追及したが回答は得られていない。指定管理者の聴聞も行った。解決策について話し合いにより裁判も回避できると判断した。その上で終息するべき。
- 反** (橋本) 町長は「1番大事なのは宿泊施設の運営を変えることだ」と言った。運営を変えた結果が今であり、全く反省がない。議会への仲介を求め、断り、また求めるなど理解不能だ。町長・副町長の問題解決のための努力は不十分すぎる。相手も話し合いで決着をつけ綾町から手を引きたいと言っている。裁判の必要はない。

質 (池田) これまで町長そして指定管理者それぞれから説明を聞いたが、私自身が混乱しており判断ができず解決策も見いだせない。裁判により真相を明らかにするべきではないか。そのうえで、議会に納得する説明と報告をしてほしい。

質 (山田) 指定管理者に対する令和3年度の委託料2,500万円の使い道がわからなければならない。町民は、どの様に使われているのか知る権利がある。指定管理者は必要な書類、領収書等は全て提出したと言いき、行政は受け取っていないと言いき。主張は平行線で司法の場でしかわからない。宿泊3施設は町長の物ではなく町民の財産だ。

議案第59号 綾町職員の高齢者部分休業に関する条例

高齢者部分休業制度を導入のため、高齢者部分休業の承認・部分休業中の給与の減額等について定めるもの。

議案第60号 綾町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるため、関係規定を定めるもの。

質 (松本) 制度導入により給与水準は7割となるが、管理職の肩書は一段下がるだけ。引き続き、業務支援や後進の育成のために尽力してもらいたいが、周囲が遠慮する雰囲気生まれる職場環境にならないよう、対象者はもちろん、他の職員に対しても、制度の趣旨や運用での注意点をしっかり認識させてほしい。

議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国の人事院勧告に準じ給与表の改定、勤勉手当の割合を0.1カ月分増額するもの。また、定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員の給料を定めるもの。

質 (橋本) 人事院の勧告は、「行政がいつの時代にも求められる役割を的確に果たせるよう、これを支える公務組織が能率的で活力のある組織であり続ける必要がある。」を基本にしている。コロナ禍での諸物価高騰は住民のくらしをますます厳しいものになっている。そうした中、公務員はいいもんだと言われたいよう、常に住民の立場で仕事をし、人事院の言っている基本を実践できるよう願う。

議案第62号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職に準じ期末手当の割合を0.1カ月分増額するもの。

反 (松本) コロナ禍に加え物価高騰により、町民は厳しい環境での生活を余儀なくされている状況だ。一般職の職員とは家庭の状況も異なる特別職の期末手当等を上げる理由は見当たらない。人事院勧告に合わせる義務が無いことはこれまでも議会で確認している。引き下げが無理なら、せめて据え置きにすべき。

反 (橋本) 町民のくらしはひっ迫している。特別職や議員は町政の現状からして給与の引き上げは見送るべき。

議案第63号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職に準じ期末手当の割合を0.1カ月分増額するもの。

反 (松本) 議案第62号と同じ理由。

反 (橋本) 議案第62号と同じ理由。

議案第64号 綾町税条例等の一部を改正する条例

令和4年3月31日に公布された地方税法等の改正に伴い、施行日が令和5年1月1日以降のものについて、綾町税条例の一部改正を行うもの。

議案第65号 農業等の利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

飼料価格高騰の影響を鑑み、肉用牛総合支援センターの利用料の見直しを行うもの。

反 (橋本) 子牛の値段が下がり、一方で飼料等の高騰で畜産農家が苦しいときに利用料金の引上げは反対だ。この施設は綾農協に管理委託している施設だ。農協が厳しい経営状態だとすれば宿泊施設と同様、町が委託料として負担すべき。

賛 (松本) 綾町肉用牛総合支援センターの利用料金の上限を約20%引き上げる内容である。飼料価格等の高騰など諸般の情勢を鑑みればやむを得ないと考える。一方で、施設管理者だけでなく、利用者を含めた多面的な支援策をJAと協議のうえで講じることを強く望む。

議案第66号 綾町介護保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった介護保険第1号被保険者に係る介護保険料の減額または免除対象期間を令和5年3月31日まで延長する改正。

議案第67号 福祉施設に係る指定管理者の指定について

福祉施設、デイサービスセンター及びケアハウスうるおいの里の指定管理者を「社会福祉協議会」とする。

議案第68号 一般会計補正予算(第6号)

■補正額:237,151千円 ■補正後予算:5,925,247千円

- ・ふるさと納税の1億円増額
- ・台風14号の災害復旧工事
- ・燃料、光熱費の増額
- ・障がい児通所給付費の増額

賛 (青木) 小中学校校舎合わせて1人の用務員を要望する。校長の用務員兼務は忍びない。国際情勢の変化による電気代の上昇は難しい問題だ。奉納踊りの承継問題は深刻で、一度ゼロベースで考える時期だ。町の補助も少なすぎる。古い長屋形式の町営住宅を壊して、農業支援センター未利用地を高齢者向け新築住宅にしてはどうか。

賛 (橋本) ひとり親家庭医療費助成は現物支給に改正すべき。ぜひ県に要望してほしい。コロナ感染者が増えている。家族に陽性者が出た時の対応など月報に掲載し続けること。必要な抗原検査キットを備蓄し、陽性者世帯に配布することを求める。

議案第69号 国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

■補正額:4,139千円 ■補正後予算:11億74,232千円
・国保税の減額 ・基金積立金:931千円

議案第70号 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

■補正額:769千円 ■補正後予算:1億18,555千円
・広域連合給付金 ・保険事業費(システム改修)

議案第71号 介護保険特別会計補正予算(第3号)

■補正額:▲1,156千円 ■補正後予算:9億93,844千円
・地域支援事業費の減額 ・職員人件費の増額

議案第72号 農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

■補正額:132千円 ■補正後予算:25,397千円
・電気料金高騰分の増額

議案第73号 公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

■補正額:2,008千円 ■補正後予算:1億92,854千円
・消費税の増額 ・電気料金高騰分の増額

議案第74号 水道事業会計補正予算(第3号)

■補正額:168千円 ■補正後予算:1億1,368千円
・職員人件費の増額

議案第75号 綾町オーガニック給食の推進に関する条例 ※継続審査

学校給食を通じて、有機農産物等を供給することで、安心安全な食材提供による子どもたちの健康増進及び地産地消の推進を図るために条例を制定する。

継続審査の理由…

綾町の農業全体に配慮した内容にすべき。また、全国に先駆けて制定される条例であり注目されることを考慮したうえで更なる内容の精査が必要。



議案第76号 産業観光施設の指定管理者の指定について

宿泊施設の指定管理者を「綾町産業活性化協会」とする。
指定管理期間：令和5年1月1日～令和6年3月31日

- 賛** (松本) 本件の混乱の原因は、町長が一方的に指定管理料を減額したうえに1円も支払わなかったことにある。町長が、もう少し早く議会による仲介の提案を受け入れていれば、ここまで混乱が長引くことはなかった。綾川荘を閉めることなく、営業を継続できたことには安堵しているが、町民をはじめお客様や関係者に多大なご心配をかけたことは心からお詫びしたい。
- 賛** (池田) 指定管理者への委託料の支払額が確定し、今後の運営が町の活性化協会で行なうことになり一応の解決を見たことは良かった。町は未収金の回収に万全を期してほしい。また、11月から12月にかけての新聞報道を見て、綾町はどうなっているのかという声が寄せられている。町民の理解が得られるようにしてほしい。
- 反** (青木) 町長は、この混乱の責任を取るべきだ。しかし、道義的責任は感じるが自己処分はしないと言った。行政のチェック機能を果たさなければ議会の存在意義はない。令和3年度当初予算やプール管理棟の問題と同じだ。議会が、責任問題を無視して町長に同調して事を進めた時、何が残るのかを問いたい。
- 反** (橋本) 宿泊3施設は「公の施設」であり、その目的は住民の福祉に寄与する事だ。そもそも営利目的の施設ではない。その目的が担保されているとは言えないこと。また活性化協会と従業員との雇用契約や業務委託事業者との契約内容も決まっていない。加えて営業損益状況による町の負担等についても明らかになっていないことから同意できない。

議案第77号 一般会計補正予算(第7号)

■補正額：7,000千円 ■補正後予算：5,932,247千円
宿泊3施設等の指定管理委託料

- 賛** (児玉) 議案第76条は継続審査だが、支払いの滞りなどが発生していることもあり、この委託料については認めざるを得ない。併せて、従業員が施設を管理していくうえで支障が生じている。いづれにしても従業員には何ら落ち度はない。せめてこの委託料を認めて、未払い分に充てるべき。
- 賛** (池田) 議員それぞれの考え方はあるが、綾川荘を守っていきたいという気持ちは同じ。現在の指定管理者との関係を断ち切って、町と議会と町民と一緒にこの問題を解決することが大切。
- 反** (青木) 議案第76号「産業観光施設の指定管理者の指定について」と一体のもので、同議案が継続審査になったのに予算化するのは不自然だ。活性化協会の元従業員や現指定管理者の双方から訴えられているなど、この混乱の責任は行政の長である町長が取らなければならない。世の中は町長の思いだけで成り立っているわけではない。よく考えるべき。
- 反** (松本) 指定管理者の指定に係る議案第76号が継続審査となっている以上、関連する本議案も継続審査とするのが当然。また、現時点で指定管理者でない活性化協会に委託料を支払うことは問題。資金的な理由で施設運営に支障が出る場合は、予算化されている委託料1,500万円の範囲で綾町が立替えて、最終的に清算すれば良い。実際に綾町は未払金の一部を立替えている。

議案第78号 一般会計補正予算(第8号)

指定管理者の変更及び委託料増額に伴う補正

<指定管理者の変更>

- ・令和4年4月1日～令和4年12月31日 (有)TOPIKA
- ・令和5年1月1日～令和6年3月31日 綾町産業活性化協会

<補正額> 2,750千円

・TOPIKAへの委託料合計: 18,750千円

承認

承認第4号 専決処分の承認について (令和4年度 綾町一般会計補正予算(第4号))

子育て世帯等臨時特別支援事業、価格高騰緊急支援、台風14号対策等に係る予算

承認第5号 専決処分の承認について (令和4年度綾町一般会計補正予算(第5号))

宿泊3施設の指定管理者からの提訴に対応するための弁護士費用の支出に係る補正予算を専決処分したことへの承認。結果、不承認。

- 反** (橋本) 専決処分は法律に基づいてのみできるものである。町長がいかなる説明や主張をしても、その条件に該当せず認められない。
- 反** (松本) 今回の専決処分は、地方自治法第179条の要件を満たしていない。行政学の専門家である有馬氏(宮崎公立大学学長)も宮崎日日新聞の取材で同じ趣旨の見解を示している。更に、総務省からも違法との見解が示されている。初田町長の議会を無視した独裁的な行政手法が招いた結果であり、綾町の信頼を大きく損ねた。

請願

請願第2号 綾町立南俣保育所に関する請願書

南俣保育所統合計画の白紙撤回を求める請願

- 反** (山田) 3歳以上の幼児期の集団教育をする上で望ましい人数は、1学級あたり16人から30人とされている。現在、南俣保育所では4歳児4名、5歳児5名で集団教育を行ううえで適正な規模とは言えない。中坪保育所との統合により、幼児期における集団生活を学ぶ場としての充実が図られると考えられる。
- 賛** (橋本) 保護者は子どもが少なくなればいずれ統合もあり得るであろうと譲歩を示しているが、町長は一步も譲歩しない態度だ。町長には大きな権力があるので協議を求めている。こぶしを振りかざすやり方では信頼は得られない。

- 質** (兒玉千歳) 保護者から、町は園児の減少対策を講じなかったという声を聞く。また、町長は南俣保育所の統合により捻出した費用で中学校の先生を確保したいと言うが、他の予算を利用すべき。町長は、職員や保護者に負担をかけない政策を取るべき。
- 質** (青木) 町長は、統合の必要性を訴えながら資料一つ出さない。町長選挙で決着を付けようという話は情けなく、町長の誠意の無さは失望の極みだ。統合後の保育所の活用策を全く提示できないのも大問題だ。活用策があるのであればはっきりと提示すべきだ。保育所に来たからなのか、町長の幼さだけが目立った。
- 質** (池田) 請願に賛同する署名がたくさん集まっている。お互いがよく話し合い、理解したうえで解決してほしい。
- 質** (松本) 昨年9月の定例議会で同じ趣旨の請願が全会一致で可決され、町長は議会で「白紙」を明言し、今年7月の保護者説明会でも、町長は「保護者の理解が得られなければ、統合はできない」と断言したにもかかわらず、強引かつ一方的に統合を進めようとしている。保護者は町長の拙速かつ強引なやり方をやめるべきと主張している。議会も進め方を提案している。

決 議

決議案第2号 初田町長の不適正な専決処分、不適正な公金支出及び職権乱用の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項に基づき、特別委員会(100条委員会)を設置し、以下の調査を行う【調査項目】

- ①令和4年11月21日の専決処分に関する事項
- ②不適正な公金支出に関する事項
- ③行政執行における職権乱用に関する事項



～スポット～ 町内の話題



神の使者ともいわれる縁起の良い「白イノシシ」
 猟友会の皆さんが捕獲
 (令和4年12月24日、川中神社裏の谷にて)



議会に小田瀧すうひゃん(綾町在住の画家)の絵を
 展示しています。2月に宮崎空港ビルにて個展が
 開かれます。

11月・12月議会：議決結果一覧表

賛成：○ 反対：● 欠席：- 討論有：※

区分	ページ	議案番号	審議結果	議案一覧	松本俊二	青木 實	山田由美子	池田和昭	兒玉千歳	日高憲治	児玉 信	日高幸一	橋本由里	討論	
補正予算、条例の制定及び改正ほか	1 5 7	54号	可決	工事請負契約の変更について	●	●	○	○	○	●	○	○	●	※	
		55号	可決	綾町原油・原材料高対策特別貸付利子補給基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		56号	否決	令和4年度 綾町一般会計補正予算(第4号)	●	●	○	○	●	●	○	●	●	●	※
		57号	否決	令和4年度 綾町一般会計補正予算(第5号)	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	※
		59号	可決	綾町議会議員及び綾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
		60号	可決	綾町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	※
		61号	可決	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	※
		62号	可決	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	●	○	○	○	○	○	○	○	-	●	※
		63号	可決	議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	●	○	○	○	○	○	○	○	-	●	
		64号	可決	綾町税条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
		65号	可決	農業等の利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	-	●	※
		66号	可決	綾町介護保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
		67号	可決	福祉施設に係る指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
		68号	可決	令和4年度綾町一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	※
		69号	可決	令和4年度綾町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
		70号	可決	令和4年度綾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
		71号	可決	令和4年度綾町介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
		72号	可決	令和4年度綾町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
		73号	可決	令和4年度綾町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
		74号	可決	令和4年度綾町水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
75号	-	綾町オーガニック給食の推進に関する条例	継続審査												
76号	可決	産業観光施設の指定管理者の指定について	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
77号	可決	令和4年度綾町一般会計補正予算(第7号) ※可否同数により議長裁決	●	●	○	○	●	○	○	○	-	○	●	※	
78号	可決	令和4年度綾町一般会計補正予算(第8号)	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
承認	7	4号	承認	専決処分承認について(令和4年度 綾町一般会計補正予算(第4号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		5号	不承認	専決処分承認について(令和4年度綾町一般会計補正予算(第5号))	●	●	○	○	●	●	●	-	●	※	
請願	7 8	2号	採択	綾町立南俣保育所に関する請願書	○	○	●	○	○	○	○	○	○	※	
決議	8	2号	可決	初田町長の不適正な専決処分、不適正な公金支出及び職権乱用の調査に関する決議	○	○	●	●	○	○	○	○	○		

町行政の基本的な考え方や問題点を議員が町長等に問いただす一般質問は8名が行いました。ご質問がある場合は各議員にご連絡ください。

議 = 議員 議長 = 議長 町 = 町長 副 = 副町長 教 = 教育長 課 = 課長



松浦議員

町長の政治姿勢を問う

高校生の医療費無償化について

議 東京都では所得制限や自己負担を設けずに無償化を実現する方針だ。都会から地方に若い人を呼ぼうという時に、地方が都会より遅れを取ることをどのように考えるか。

町 綾町も年々人口が減少している。高校生を持つ家族が地元に住み続けることは重要だ。医療費だけでなく、しっかり検討する。

議 綾町に住んでもらうためにはインパクトのある施策をしてほしい。他がやるからやるのではなく、綾町が一番最初に名乗りを上げることにより、人口減少を止め、転入者を増やす一つの材料になると考えるが。

町 他の町との差別化をすることにより、綾町に住みたいと思わせることが重要だ。

災害時における防災協定、緊急時の連絡体制について

議 地元業者との連携が大切だ。緊急時に協力してもらえる信頼関係づくりに取り組んでほしい。

町 災害時における応急対策業務等に関する協定に基づき、様々な協力をお願いしている。常日頃から地元業者とは良好な関係を築いている。

議 台風14号では綾北川も綾南川も危険な水位まで増水した。町長がリーダーシップを取り、建設課や地元業者と協力して日頃から災害時における体制づくりをしてほしい。

南俣保育所の今後について

議 南俣保育所を中坪保育所と統合する計画であったが、中坪保育所の老朽化による工事等の計画はどうなっているのか。

課 12月以降に空調関係の工事を実施し、今年度中に検品室を整備する予定。次年度以降は、室内の改修や屋根付き駐車場等を計画している。

議 子どもたちが安心・安全に過ごせることが大切だ。中坪保育所の改修工事計画があるのなら、南俣保育所で全員を一旦預かり、工事終了後に統合すれば良い。

町 南俣保育所で一旦預かるというアイデアもあると今初めて思った。そういうことを含め検討委員会で考えてみたい。

綾マラソンについて

議 町長は綾マラソン実行委員会に対し500万円を出すと行って、その後断ったと聞いたが理由は何か。

町 500万円を出すとか、私のはっきり伝えたことは無い。

議 参加人数を増やすと交通規制が必要になり、綾町が主催もしくは協賛していないと難しいしお金もかかる。町の協力も必要だと思うが、協力する意思はあるのか。

町 何事もそうだがブレると良くない。これは町民主導のマラソン大会。徐々に規模が大きくなるのは良いと思うが、目的を間違えない様にしてもらいたい。

専決処分について

議 臨時議会で否決された直後に専決処分をしたのは何故か。議会制民主主義をどの様に考えているのか。

町 地方自治法第179条第1項に①議会が成立しなかった場合、②議会を開くことができなかった場合、③議決に至らなかった場合、④緊急を要するため時間的余裕がなかった場合に専決処分が出来る。4つの要件に照らして執行した。

議 町長は提案説明で、地方自治法第179条第1項において、議会で議決すべき事件を議決しない時は、当該普通地方団体の長はその議決事件を処分することができるとの定めに従い執行したと言われたが、「議決」の意味を知っているか。

町 議決していただきたいと言う事だと思っている。

議 「議決」とは、議員の表決の結果により会議体としての議会あるいは議員の意思が決定・確定されたことである。今回は臨時議を開き「否決」されている。即ち、議会で「議決」されており、専決処分の要件に当てはまらない。



橋本議員

介護保険制度改定は町民の立場で

議 新年度は制度見直しの年だ。国の方針を待っているのは町民の負担増になる。

町 年明けからの改正と聞く。地域ケアシステムの進化、介護人材確保、介護現場の生産性の向上など協議がされているが具体的に示されていない。

議 要介護1-2を保険から外す。利用料を2~3倍に引上げ、介護給付年齢の引き上げと保険料納付年齢引き下げ、ケアプランの有料化、福祉用具の購入推進などどれをとっても負担増だ。決定前に情報を収集し、国への働きかけをすべき。

町 国の施策に従ってやるのが地方自治体の常だが、綾町から国・県に言っていく。町としてやるべきことはしっかり対応する。

議 9期事業に向けて綾町の問題は。

町 入院施設、訪問介護事業所などが町内になく医療と介護の連携が弱い。介護事業所の撤退、介護人材不足がある。事業所の新規開設は難しいので社会福祉協議会と協議し解決を図る。訪問介護は、要支援1-2は5年度から社協デイサービスで対応する。町外事業所での要支援1-2の新規受入れは困難。

議 綾町は介護保険サービスの全部を提供できていない。訪問介護事業所もない。対策はあるのか。

町 人材も足りず事業所もない。社協と連携し人材確保は町で考えていく。労働に見合った待遇も必要。

副 社協でデイサービスと訪問介護の一体化ができるよう積極的に体制を整える。

学校給食無料化で子育て支援を

議 「教育への保護者負担の軽減を進めたい」という町長発言。まず給食費無料化から。

町 小中学校の給食費を無料にするには2,770万円程度必要でかなりの額だが改善は必要。国の経済対策を注視し、物価上昇による保護者負担が増えないよう努力する。

教 コロナ禍での保護者負担軽減は必要不可欠。活用可能な財源で負担軽減に努めたい。

議 保護者から、給食の内容や量の見直しを求める声がある。児童生徒と保護者にアンケートの実施を。

教 オーガニック給食の取組の方向でもあり学校と協議の上、できるだけ早くアンケート調査を実施したい。

就学援助制度充実を

議 就学援助認定基準、援助項目の充実、制度周知の改善が必要。

教 要綱に基づき、毎月教育委員会で認定している。基準を決めないのは柔軟に対応するため。項目は県内の他自治体とほぼ同じだが、時代のニーズも考慮し追加や見直しは実施したい。周知は就学時健診時に保護者に説明資料を配布。在学児童生徒には年度ごとに申込案内を配布している。

議 教育長の前向きな意気込みを評価するが基準を決めたうえで柔軟に対応すべき。柔軟な対応を理由に基準を設けないのは不誠実。

教 認定基準を設けるか否か年度末までに整理をする。

議 生活保護に準ずる世帯が対象だ。例えば母子世帯30歳の母と幼児2人で月16万円強だ。就学援助対象児童生徒はまだ多いと想定できる。説明は資料配布と口頭での説明が必要。申込用紙は個人の特定を避ける意味で全児童生徒に配布し回収すべき。眼鏡・コンタクトレンズ・通信料にも拡大を。

町 児童生徒にとって本当に何が必要なのか理解し改善する。生活の厳しいところへの支援はしっかり応援する。

子どものインフルエンザワクチン接種に支援を

議 13歳未満の子どもは2回のワクチン接種が必要。町内では6千円(3千円の2回)かかる。自治体によっては1回700円から1,000円の負担で接種できる所もある。ぜひ助成を。

町 改めて重要性が分かった。ほかの季節性の疾病と比較検討し、予算の範囲で対応できれば精いっぱい支援する。



その他、空き家対策、保育事業、眼科検診、シニアカーの運転講習会、上水道の安全性について質問した。



松本議員

町民のための町政を!!

防災訓練について

議 11月27日に上畑・四枝地区で実施した訓練の内容及び参加状況。

① 日赤奉仕団による炊き出し訓練、土木事務所や県砂防ボランティア協会による防災講座を実施。地元住民は各地区16名と20名が参加。

議 訓練の成果と課題は？

② 実際の映像を見ることができて良かったが、防災アプリのインストールの仕方や見方も話が聞けると良かったとの意見あり。次回に活かしたい。

議 他の市町村ではコロナ禍でも防災・避難訓練等を実施している。町全体での訓練の実施を何度も要求してきたが実施しない。町長の危機意識の低さが問題なのでは？また、台風14号の接近時に避難所等の現場を巡回しなかった理由は？

③ 綾町では危機意識が高まっていない。忙しいことを理由に出来ていないところもある。各地区には十分話をしていきたい。また、役場で情報収集し監視監督していたため現場には行かなかった。

議 避難所では、せっかく購入した用具が有効活用されなかったり、避難者任せになったりと、訓練不足が明らかであった。郷土愛はもちろん、将来の消防団員育成や大人の危機管理意識向上につながる為にも、学校での教育や指導が重要ではないか？

④ 同感だ。前任の小学校では地元消防団と一緒に合同訓練を実施していた。綾町でも推進したい。また、中学校では認知症や高齢者への対応等の学習も工夫したい。

公金の使い方について

議 大切な町民の血税が、訴訟のための弁護士費用に繰り返し使われている。しかも、訴訟の原因が町長自身にあるにも関わらず、話し合いを自ら放棄して安易に弁護士に丸投げしている。いくら言い訳しても、町民は納得しない。

⑤ これまでの綾町の負の遺産、古い体質が町民一人一人に根強く残っている。それを変えるために必要である。

議 過去の問題を町民や議会の責任にするべきではないし、問題解決の方法や手順が間違っている。今回の指定管理者への指定取消や弁護士費用に係る予算の専決処分にしても、明確な根拠も無いまま拙速な行動に走っている。

⑥ 裁判の日程に合わせて、然るべき対応をしている。

⑦ 専門家に依頼した方が円滑に解決できる。

議 専決処分に必要な要件を満たしていないことは、行政学の専門家である宮崎公立大の有馬学長や総務省からも示されている。しかも、町長は提案した時の理由を今になって変更している。極めて問題だ。

⑧ 専決処分は、裁判所に答弁書を提出するための時間的な余裕がなく、緊急避難的な措置であった。

議 この理由も的を得ていない。時間的な余裕の意味は、資料の作成や弁護士の都合ではなく、議会を開く時間がない場合である。基本的な事も知らずに、また確認もせずに独断で進めるから問題解決に時間がかかったり、一層こじれる。旧総合基金や活性化協会の元従業員との裁判も同じだ。最初から話し合いで解決することを放棄していないか。

⑨ 相手側が提示した和解金額の妥当性について、専門家に頼んだ方が良いと判断した。

⑩ 指定管理者に様々な問題点が出てきたことから、行政手続法に則り対応している。

議 町長が言う様々な問題点についても、明確な証拠の確認ができていない段階で、断定的な話を町民にすることも極めて問題で、訴えられる可能性もある。いづれにしても、どちら側の立場という低次元の話ではなく、互いの言い分が100%充たされなくても、問題を早期に解決して、綾川荘を正常な運営に戻すことが最も重要。

新年度予算について

議 現時点での基本的な考え方について伺う。

⑪ 健全な財政運営の堅持。コロナ対策、人口減少対策、防災・減災など国土強靱化対策をはじめとする諸問題への対応。町制100周年に向けた未来都市綾を見据えて、持続可能な成長につなげていく。キーワードは「事業承継」。ただし、町長選挙があるので骨格予算となる。

その他に

問題解決、組織マネジメント、議会対応、政治姿勢について質問した。



日高幸一議員

「街なかサロン」綾町の拠点として継続を!

議 2019年に綾町長に当選し、開口一番に財政再建ということでスタートし、「ふれあい館」をはじめ幾つかの施設が閉鎖され、綾・照葉樹林マラソンも終了しました。今でもこの判断は間違っていなかったと思うか?

⑦ 私はブレてはいけないと思う。「綾町」が存続するか、「綾川荘」を残していくか、「ふれあい館」を残していくかという選択の中で、私は綾町の存続を選択した。今がその時期だと考えている。確実に財政再建を推進していきたい。

議 これまで町民の参画や協力があったからこそ今であり、その積み重ねを無駄という考え方は理解できない。

⑦ 財政再建の為に数値目標を設定して、それに向かって進んでいく。その過程で色んな事が出てくると思うが、上手くいかない時には、アドバイスをもらい、私も立ち止まって考えてみたい。

議 綾町産業会館、今の「ふれあい館」について、町の拠点としてどの様に考えているか?

⑦ これから、商工会や商工振興会と話し合って新年度に向かってやっていきたい。

議 「ふれあい館」の4名のスタッフは、町の拠点としてこの10年間で150回のイベント企画を実現してきた。この積み重ねがあったからこそ今がある。その実績を無駄にはしてはいけない。何とか「ふれあい館」を継続し、町の中心拠点としての明かりを消さないで欲しい。また、VISIT AYA YEARの拠点として、令和5年度予算に反映して欲しい。

⑦ 次の若い世代へのバトンタッチも視野に入れ、行政の関わりあい方を商工会と一緒にアイデアを出し合って積極的にやっていき、「ふれあい館」が生き生きと活気づく方法を議論したい。

議 新年度予算への反映に期待している。



ふれあい館



ふれあい館サロン



「廃墟の川中キャンプ場施設」

【議】台風14号で川中キャンプ場に設置してある給水タンクが倒木により破損している。そのため、トイレが流せない。川の水をペットボトルで汲み上げている状態だ。

【可】新たな事業活用も含め県と協議しながら早い復旧に取り組む。

【議】既存の管理棟の整備もしくは解体予定の年次計画は。

【可】現段階の年次計画はない。遠隔地ということもあり、利用者の頻度等も考え、古い建物の撤去、管理棟の整備、今後の施設の活用方法等を含めて協議・検討する。

【議】長年、手付かずになっている。不審火、山火事が心配される。消火器は設置されているのか。

【可】設置されていない。

【可】古い建物や廃屋がある事により、火の元になりかねない。綾町の大切な観光資源の一つなので、しっかり対応していく。

災害ボランティアセンター(以下、センター)設置運営訓練を終えての課題について

【議】センターの運営は綾町社会福祉協議会で賄いきれるのか。

【可】災害が起きた際には、綾町の社会福祉協議会単独でセンターの運営は賄いきれない。宮崎市や国富町、宮崎県・市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づいた人員派遣により、センターの運営が可能になる。近隣も同じ被害を受けている場合は県外からの支援をもらう。事前に災害ボランティアの運営に関する育成も重要と考える。

【議】災害弱者への被災状況の確認方法は。

【可】センタースタッフが現場の確認を行うことが一番だが、実際はセンターの運営の準備等で現場確認はできない。そのため、行政、消防団、公民館長、民生委員等からの情報収集となる。

【議】酸素マスク、ボンベ等が必要な町民はどこに避難すればいいのか。発電機の整っている所の周知は。

【可】酸素マスク、ボンベの必要だと思われる町民を事前に把握し災害がおきた時には的確に支援していく。地区ごとに整備も進めていく。

【議】自治公民館に加入していない町民は。

【可】ニーズ調査は防災行政無線等で告知する。

【議】誰一人、取り残すことのないように。

学校教育について

【議】現在の時間割になった理由は。

【可】午前中に5時間の授業を確保することで、災害やインフルエンザ、コロナ等で休校を余儀なくされた場合の授業時間の確保、子どもたちの学力向上はもとより、ゆとりある教育活動を展開できるようにするため。また、放課後の時間を利用して個別指導や保護者との教育相談の時間確保することがおもな狙い。

【議】大人の都合のところが多々あるのでは。災害やインフルエンザ、コロナで休校にするのではなく、タブレットを自宅に持ち帰り、オンライン授業といった代替手段を準備するほうが良いのではないか。

【可】インフラ整備は、町の支援を受け、ほぼ整っている。子ども達と先生のスキルを高めていく段階にある。

【議】GIGAスクール構想が始まり数年が経っている。先ずはやってみないと問題は分からないのではないか。

【可】発達段階に応じて、まず高学年、そして中学年、最終的には低学年が家庭で出来るようにスキルを高めたい。

子育て世代包括支援センターについて

【議】進捗状況は。

【可】子ども家庭総合支援を拠点とし、支援員の研修や訪問車、事務用の備品を整備し、健康センターの保健師とともに乳児検診や家庭訪問に同行している。全ての子どもを大切に守り育てるために、妊娠期から切れ目ない支援が必要と考える。

【議】子育て世代包括支援センターとなる拠点は。

【可】障がい児の通所サービス事業所が綾町にない。事業所の誘致を含め、拠点となる場所を設けて障がい児に対する保育士のスキルを上げていく考えている。



児玉信議員

自然災害の対策にどう取り組むのか

議 台風14号における被害状況はどうであったのか？被害件数について伺う。

町 建物関係で11件、建設課関連、倒木等の応急分1,240万程度、この復旧分として13件、合計7,400万程度、農林振興課関係は農作物の被害は17ha、被害金額3,430万、農業用施設機械等の被害件数43件、被害額は6,673万円、水産業630万円、農業関係総額1億732万円。

議 災害復旧については、今回県北の被害が大きく次年度以降も対策の強化をお願いする。ライフラインについて報告を。

町 停電は9月18日から23日まで停電した。町内の62.4% (2,670件)。通信はKDDI、ソフトバンクにおいて利用しづらい状況であった。他に停電の関係で断水した地区は上畑他6地区で300世帯だ。

議 停電の復旧について九電に対していつ頃復旧するのかと問い合わせも多く混乱しこともあったが今後の対策はあるのか。

町 九電に情報提供の見直しをしてもらった。段階的に復旧の度合いが分かるようになった。今後停電になった場合、随時説明ができるようにしたい。

議 断水にはどのように対処したのか。

議 中川原水源地も停電しており非常発電機に切り替え対応した。山間部については発電機を持っていき対応したが、畜産団地のある地区については道路が確保できる状況になってからだったので対応が遅れた。

議 以前から第二水源地の必要性を指摘していたが検討するのか。

町 水の確保は重要だ。第二水源地を含め考える時期に来ている。

議 避難所開設や住民への周知は充分であったのか。

町 9月16日に防災無線等やホームページなどで広報した。避難誘導については、消防団にも対応してもらった。

議 介護施設や公民館などでの一番の問題は停電だった。非常用発電機は全ての公民館には設置しておらず対応できなかった。今後の対応は。

町 発電機があっても機能しないところもありインバーター式も検討していきたい。

議 次年度予算に早急をお願いする。

議 綾南川、北川の警戒レベルはどうだったのか。氾濫の可能性があったのではないのか。

町 氾濫危険水位は超えたが計画高水まであと1.4メートルが北川で、南川は3.9メートルだった。堤防の監視を徹底して何とか難をのがれた。台風が接近する前に企業局などと連携し対応していく。

議 内水路関係での氾濫は水門の関係がある。特に野菜加工館下流の水門については、揚町の住民に被害が毎回起こる。何か対処できないのか。

町 水門は大雨の時は開放している。本流に早く排出することが一番効果がある。調査をして排水機場の整備、排水ポンプ車の導入も含め検討する。また本流の浚渫も視野に入れて喫緊の課題にする。

議 内水路関係では施設ハウス関係も被害があった。側溝についても幅が狭い箇所もあることから順次対応していくようお願いする。



釜牟田・広沢線



綾南川(三本松橋から見た下流)



綾川荘の今後はどうなる!?

- 【議】綾川荘の運営を3人が独立して担当すると聞くと契約書はあるのか。
- 【町】3人と町との契約は無い。
- 【議】12月16日から運営者が変わるのではないかと関係者が不安に思っている。
- 【町】12月16日以降は町が運営する。
- 【議】初めて独立する者もある。業務ができる体制作りの為にも契約書は必要。
- 【町】12月15日までは現指定管理者の社員なので契約等はできない。

高齢化社会に向けた環境整備について

- 【議】「本庄川まちづくり事業」で小田川橋下流域にランドゴルフもできる多目的広場の整備は可能か。
- 【町】河川敷を整備して、ランドゴルフやオートキャンプや川遊び等ができ、川とふれあえる地域づくりが予定されている。

ふれあい公園の整備について

- 【議】宮原ふれあい公園の整備をお願いしたい。
- 【課】今年度中に計画ができるよう検討する。

ゴミ出しの簡素化事業について

- 【議】宮原地区で実施した試験的事業後の対策は。
- 【町】令和5年度からの戸別収集を念頭に計画したい。
- 【議】事業を始める為には大変な労力が必要だ。公民館長を含めた対応を願う。
- 【町】初めての事業なので十分考慮し、綾町に相応しい事業にしたい。

歩道の整備について

- 【議】車道と歩道に段差があり、高齢者はセニアカーや手押し車等を使用する際に苦労している。今の技術なら段差解消は可能だと考えるが。
- 【町】今後のまちづくりの為にもバリアフリー化に取り組みたい。

子育て環境整備について

- 【議】子育ては社会的責任である。臨時特別給付金は子育て全世帯に支給すべきと考えるが。
- 【町】国の事業である。全世帯への支給は財政的に厳しい。
- 【議】少子高齢化社会の中で子どもは宝であり、町として全世帯に支給できないか。
- 【町】財政を見直して支援策を考えたい。
- 【議】少子化対策につなげる為にも急務である。ふるさと納税基金等の活用を検討すべき。

伝統郷土芸能の維持について

- 【議】地区別に輪番制で奉納踊りを披露しているが、踊り手不足等で苦慮している。子ども踊りの延長、男女共同参加等の育成計画はできないか。
- 【町】関係者や保護者を含めた対策を取りたい。
- 【議】子ども達には場の提供が大切で、冒険や好奇心で育つ経験を積むことが事業継承につながると考える。是非とも取組んでほしい。

児童クラブの引渡し時間について

- 【議】コロナ禍で母親が子育てや仕事で大変苦労している。対策を講じるべきと考える。
- 【町】支援策を検討したい。
- 【議】保護者が安心して子育てができる環境作りが大切だ。
- 【町】次年度から体制を整えるべく十分検討する。

図書館利用について

- 【議】現在は保護者の許可を得てからでないと利用できない。地域差もあり対策が必要。
- 【町】子どもの安全を考えての対応である。
- 【議】帰宅後にゲーム等をして過ごすよりも、途中で図書館を利用した方が良いのではないかと。子ども会やPTAで協議して前向きな対応を望む。

堆肥工場の現状について

- 【議】堆肥の管理及び販売状況は。
- 【町】今後の施設管理については、検討委員会を立ち上げて協議したい。
- 【課】堆肥は開発センターやほんものセンター等で販売している。
- 【議】検討委員会の組織は。
- 【町】役場職員、議会代表、公民館長及び専門的知見を持つ人等、15人以下を考えている。
- 【議】他の自治体の模範となる施設にしてほしい。

来年6月開校予定の有機農業学校について

- 【議】現時点での取組み内容は。
- 【町】国の「緑の食料システム法」に基づく事業。内容は、座学と実践を基本に2年課程で1学年3人程度。卒業後は町内での就業を予定。
- 【議】男女問わず採用してほしい。また、学校の指導者は。
- 【課】座学は県の普及センターの関係者及び大学の専門家の先生達。実践は町内の農家を想定している。
- 【議】基礎から学べて、疑問等が解消できる体制づくりが大切。しっかりとした学校にしてほしい。

ゆめ応援プロジェクトについて

- 【議】実行している事業もあるが、町民に報告が無いのはなぜか。
- 【町】12件採択して実施途中だ。成果が出たら報告する。

綾北川の濁りについて

- 【議】濁りが続いているが、年が明けたら稚鮎の遡上が始まる。古賀根橋ダムの早期整備が必要であり、その為にも県道の開通を望む。ダムに堆積した砂利の搬出計画は。
- 【町】土木事務所から田代八重ダムの堆積土砂の除去工事が実施されるとの報告を受けている。
- 【議】各ダムで浄化できないまま発電所から排出される濁水が問題。綾北川の魚だけが被害を受けている。真剣に取り組むべきだ。県の担当者を含め対策を講じてほしい。



農業支援センターの予定地の利用は

議 同センターの解散に至る経緯と清算の進捗状況は。

町 町から補助金を入れても数千万円の赤字で改善が必要だった。商販部をふるさと納税に特化して赤字を750万円にした。清算手続きも順調。

議 公拡法の制限で未利用だが、今後どうするのか。

町 制限が解除される令和8年以降の具体策は未定。

議 古い長屋形式の町営住宅を壊して、新しく現入居者の高齢者向け住宅を建てたらどうか。用地を民間に売却して国の補助金を足せば家賃変動も抑えられる。

町 良い提案だ。

宿泊3施設について

議 9月議会で求めた従業員等に関する調査結果は。

町 答弁できる状況にない。人件費に不明な点が見られ、内容もコロコロ変わる。

議 11月4日の指定管理者への聴聞を非公開にした理由は。

町 行政手続法18条で当事者しか閲覧できない。

議 11月15日に指定管理者取消の通知をしたが、なぜ6月の契約破棄の合意時にしなかったのか。遅い。

町 行政手続法に従い、情報入手に時間を要した。3年度収支報告書は裏付けがなく未確定だ。社長夫妻で849万円の人件費や従業員との36協定未締結や未払い賃金もある。空気清浄機110台を2,420万円で購入したが、コロナ給付金詐欺の疑いがある。1台8~9万円のを20万円で購入し、県補助金1,650万円得たうえで、残りの770万円を町に請求した。販売会社から1,490万円のキックバックの疑いがあり高岡署に連絡した。6月の段階では不明だった。4年度の委託料2,500万円の支払いを求め町が提訴されたが、町の正当性をはっきりさせる。

議 町が空気清浄機の補助金申請の事務手続きをしているが大問題だ。

町 事情が分からず、業務多忙もあり出さざるを得なかった。

議 単なる言い逃れだ。以前にプール管理棟問題がありながら再度ミスをした。当初から現指定管理者に任せることに大反対したが、町長から反省の弁は無い。

町 慎重さに欠け反省している。詐欺をする人は頭が良い。

議 詐欺かどうか私は知らないが、詐欺罪で訴えれば良いだけの話だ。

町 一般的な情報提供であり被害者は県だ。警察はなかなか動かないので裁判の場で明らかにする。

議 申請手続きは町が行なったのだから、首謀者は町にならないのか。

町 そうかもしれないが、裁判で判断してもらう。

議 11月21日の議会で否決された裁判費用を捻出するために2時間後に専決処分(町長の意向で決定)したが大丈夫か。

町 専決処分の4つの要件に照らし、時間的余裕が無くそうせざるを得なかった。

議 議会が否決したものを専決処分するのは違法だというのが総務省の見解だ。

町 裁判で判断してもらう。議会無視だと言うが、2,500万円の支出を考えれば町民無視はできない。

議長 総務省の回答では、地方自治法179条第1項、113条の但書に該当すると町の認定が誤りである場合は専決処分は違法で、重大な瑕疵が認められる場合は無効とある。否決も議決であり、議決されない時には当てはまらない。

町 安易に弁護士を立てさせないのは町民にとって良いことなのか。

議 否決の原因は何か。ここまでの混乱の責任は誰がとるのか。

町 指定管理者の選定は公平公正に手続きを踏んで議会の承認を得た。問題解決に向け全力を注ぐ。綾川荘や旧総合基金や農業支援センターの赤字垂れ流しを是正してこなかったことを、町民全員が反省すべきだ。

議 活性化協会の元従業員からも訴えられているが。

町 弁護士への着手金54万円と2人との和解金118万円を支払った。他の人とも和解を進める。

議 現状の体制でキャンプ等の受入れは可能か。

町 しっかりとしたサービスを提供したい。

その他、南俣保育所統合問題、
町長の政治家としての矜持に
ついて質問した。



議会活動



行政視察研修



意見交換会(さつま町)



堆肥施設の視察(大崎町)

令和4年10月21日、22日に「ごみ処理」に関する視察研修のため鹿児島県(さつま町、大崎町)に行きました。

大崎町は、いまや生ごみ処理では海外の指導もする最先端を行く自治体で、リサイクル率82.2%は日本一。ごみの分別を開始するにあたり、150地区で450回もの説明会を実施したとのこと。また、150地区には地区リーダーがいて報酬が支払われています。ここが綾町と大きく異なる点でした。

要望活動



国会議事堂前にて

令和4年11月7日、8日に自由民主党本部及び国会を訪問し、各種要望活動を行ないました。

また、イオン財団にも訪問して意見交換を行いました。

東諸県郡正副議長研修



大津町議会の議場見学

東諸県郡正副議長研修で熊本県大津町を訪問しました。

議会の先進的な取り組みについて説明を受けた後、新庁舎の議場を見学しました。

綾川荘をめぐる問題による町政の混乱について

この度は、綾川荘を巡る問題による町政の混乱に関する記事が新聞にたびたび掲載され、町民の皆さまをはじめとする関係者に多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことについて誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

議会としましては、町民の皆さまに正確な経過などを示す義務と責任があると考え本文書を作成しました。

【1】初田町長による「不当な専決処分」の強行について

令和4年11月21日の臨時議会において提案された議案が否決されたにもかかわらず、町長はその約1時間後に専決処分を強行しました。また、議会は同年12月13日の定例議会において、この専決処分を否決（不承認）としました。議会を無視した行動であることに加えて、地方自治法に定められた専決処分の条件を満たしておらず、断じて認めることは出来ません。

※専決処分とは

本来議会の議決・決定を経なければならない事柄について、地方自治体の長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理することである。

ただし、その条件として地方自治法第179条第1項に以下の4つが定められている。

- ① 議会が成立しないとき ※議員定数の半数に満たない場合
- ② 第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき
※出席議員の数が議長の外2名を下る場合
- ③ 長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき
- ④ 議会において議決すべき事件を議決しないとき

(1) 問題点

- 町長は、当初④を理由としていたが、議会から「議決」（否決）していることを指摘されると、今度は③の理由に変更してきた。その際、町長が代理人に指名している鹿児島県の弁護士の多忙を時間的余裕がない理由とした。
- 宮崎公立大学の有馬学長（行政学）は、「本件は③の条件に該当しない。何でも専決処分をしてしまえば、議会のチェック機能が果たされなくなる」と指摘。
- 総務省に問い合わせた結果、「今回の専決処分は地方自治法で定められた条件に該当しない」との見解が示された。

(2) 綾川荘を巡る混乱の経緯

そもそもの発端は、町長が綾川荘を含む宿泊3施設の指定管理者トピカと協議をせずに、一方的に指定管理委託料を2,500万円から1,500万円に減額したことにある。その後、町長は1円も委託料を支払っていない。支払わない理由についても、議会に対して明確な根拠は示されていない。

- ◆9月15日：指定管理者が指定管理委託料2,500万円の支払いを求め提訴。
- ◆11月2日：議員全員協議会において町長の説明を聞いた。そのうえで、問題解決に向けて議会による仲介を申し出たところ町長の同意が得られた。
- ◆11月15日：町長の同意を受け、議会が問題解決に向けた協議を指定管理者と行なっているにもかかわらず、町長が議会への説明もなく一方的に指定管理者に対し12月15日付けでの指定取消を通知。

- ◆11月17日：議員全員協議会において指定管理者から説明を聞いた。指定管理者がこれ以上綾町や従業員に迷惑をかけたくないと理由で12月末の解決に向けた条件等を提示。
- ◆11月21日：議会としては、訴訟ではなく話し合いでの問題解決が十分可能であるとの判断から弁護士費用に係る補正予算を否決。その直後に町長が専決処分を執行。
- ◆12月6日：11月15日に町長が出した指定取消通知に対して、指定管理者がその執行停止を求め提訴。
- ◆12月19日：指定管理者の従業員等から12月31日付で退職届等が出され、指定管理者が受理。
- ◆12月26日：宮崎地方裁判所から町長の取消通知の執行延期の判断が示される。即ち、12月16日以降も引き続き指定管理者はそのまま。
- ◆12月28日：宮崎地方裁判所の判断を受け、1月1日以降の綾川荘を含む宿泊3施設の営業ができなくなる状況を回避するため、初田町長・指定管理者の社長・松浦議長の3者にて協議。その結果、指定管理者に令和4年4月から12月までの指定管理委託料を支払うことで合意。その他は今後協議。従業員は雇用を継続。
- ◆12月29日：臨時議会にて、令和5年1月1日から令和6年3月末までの指定管理者を綾町産業活性化協会にすることと、令和4年12月末までの指定管理料に係る補正予算を可決。

以上の通り、町長の一方的な判断や行動が混乱を招いたことに加えて、長期化と混迷化につながってしまったと言わざるを得ない。

議会としては、このような独善的かつ独裁的な町長の政治姿勢に対して何度も是正を求めて来たが、残念ながら聞き入れてもらえなかった。

行政と議会が機能して適正な町政を行なうためにも、町長は自らの考えだけに固執することなく、議会や職員の声に謙虚に耳を傾けるべき。

【2】100条委員会の設置について

今回の不当な専決処分をはじめ、これまでの不適正な公金支出及び行政執行における職権乱用について調査するために、地方自治法第100条第1項の規定に基づく特別委員会(100条委員会)を設置することを、12月定例議会にて決議しました。

議会としても、罰則を伴う特別委員会を設置せざるを得ない状況に至ったことは極めて遺憾ですが、法律や議会を無視した町政運営を見過ごすことはできません。

また、町民はもとより他自治体からの信頼も大きく損ねている状況に終止符を打ち、信頼を回復するきっかけにすべく、100条委員会において十分な調査を行ない、その結果を町民の皆さまに報告いたします。

※100条委員会とは

都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条に基づき地方議会の議決により設置した特別委員会。

地方議会は、議決権などの権限を自律的に行使するため、自治体の行政について直接調査する権限を持っており、主に議案に関する基礎的調査、政治疑惑や汚職などに関する政治調査、重要事務の執行に関する調査が行われる。

調査方法は、選挙人その他の関係人に対する出頭・証言・記録提出があり、正当な理由なくこれを拒否したり偽証した場合は禁錮刑を含む罰則が定められている。

表紙について

令和5年1月7日、晴天の下で消防始め式が挙行されました。

コロナ感染症の拡大に伴い規模を縮小して通常点検のみとなりましたが、団員各位が日頃の訓練の成果を発揮しました。

結果は、優勝が第2部、準優勝が第1部、3位が第4部でした。

火災や災害の無い穏やかな1年となることを願うばかりです。



議会報編集委員会

1月6日(金)、1月13日(金)
1月19日(木)

3月議会のお知らせ

3月議会は3月上旬の開催を予定しています。

日程が決まりましたら、ホームページ等でお知らせします。

編集後記

明けましておめでとうございます。

好天に恵まれた新年を迎え、おだやかに過ごされたことと存じます。

コロナなどで臥せっていた方もいらっしゃるでしょう。いまや綾町民の5人に1人、いや4人に1人くらいのコロナ罹患者数りかんになっていると思われます。

感染防止には十分気をつけながらも思いやりを大事にしていきたいですね。

議員一同 新年がみなさまにとって健康で幸せな年になることを願ってやみません。

議会報編集委員会一同

発行／宮崎県綾町議会

宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 515 TEL:0985-77-2947

発行責任者／【綾町議会議長】松浦光宏

議会報編集委員会／【委員長】児玉 信 【副委員長】橋本由里 【委員】松本俊二、青木 實、日高憲治、山田由美子